薬生食輸発0322第2号 令和5年3月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和5年3月20日付け薬生食輸発0320第1号)により通知したところである。今般、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のタイの項中、

製品植	食査の	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けるこ
対象食	品等			の方法		とを命ずる具体
						的理由
オオノ	LΊ	-	クロルピリ	別表1の3	平成17年1月24日付け	基準値 (1 ppm)
ンドロ	□及び		ホス	によるこ	食安発第0124001号「食	を超えるクロル
そのカ	口工品			と。	品に残留する農薬、飼	ピリホスが検出
(簡易	易な加				料添加物又は動物用医	されるおそれが
工に限	える。)				薬品の成分である物質	あるため。
					の試験法について」に	
					よること。	

を削除する。